

2017年10月26日

がん治療と就業の両立を支援する保険の開発・本格販売開始について

日立キャピタル損害保険株式会社（取締役社長：三浦一也／以下、日立キャピタル損保）は、がん治療と就業の両立を支援する保険として「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を開発し、2017年11月より本格的に販売を開始します。

1. 開発の背景

- ・医療の進歩により、「がん」は、現在では治る可能性がある病気となり、治療方法も通院治療者数が入院治療者数を上回るなど大きく変わってきています。一方、治療によりお仕事に支障が出ることに伴って収入が減少するリスクは継続した課題となっています。
- ・このような情勢を背景に、GLTD（団体長期障害所得補償保険）を専門的に供給してきた日立キャピタル損保ではがん治療と就業の両立を経済面から支援する保険として「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を開発しました。
- ・2016年12月に「がん対策基本法」が改正され、「がん患者の雇用の継続への配慮」等が「事業主の責務」として明文化されました。また、「健康経営」の意識の高まりとともに、がん検診の受診啓発や就業規則の整備（治療等のための時短制度導入など）に加え、従業員への経済的な支援の仕組みを導入する企業も増加していくものと考えられます。
- ・日立キャピタル損保では、がん治療と就業の両立をはじめとしたがん対策に取り組む企業・団体様に対して以下のような「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」の活用方法をご提案します。（当面は個人の方々向けの販売は行いません。）
 - ① 企業・団体が保険加入・保険料負担をし、従業員等への見舞金として「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を活用する方法
 - ② 従業員等の自助努力（従業員等が保険加入・保険料負担）のための仕組みとして「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を活用する方法

2. 「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」の概要

- ・入院日数や通院日数を保険金の支払基準とする一般的ながん保険とは異なり、がんの治療にともなって「仕事に支障がある期間（日数）」^{※1}に対して、「療養保険金」^{※2}を支払います。
 - ・病気やケガで働けなくなったときの収入減少に備える保険としては「就業不能保険」がありますが、本保険は、一般的な「就業不能保険」とは異なり、がんの特化しています。また、「療養保険金」^{※2}の支払対象とする「仕事に支障がある期間（日数）」^{※1}には、一般的な「就業不能保険」で対象とする「入院や自宅療養などで仕事ができない期間」のみならず「復職後の時短勤務や残業制限などがある期間」^{※1}をも対象としているという特長があります。
 - ・「療養保険金」^{※2}は最大 1,000 日間分補償し、就業に制限がある期間が「1,000 日を超えて」継続した場合には、「長期療養一時金」^{※3}を支払います。
 - ・上記の保険金に加え、がんと診断された場合の一時金や先進医療を受療するための補償も備えており、がん治療の開始から完全復職するまでを経済的にサポートします。
- ※1 医師の診断によります。
- ※2 約款に定める「所得補償保険金」のことをいいます。
- ※3 約款に定める「就業障害継続一時金」のことをいいます。

－ 「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」に関するお問い合わせ先－

日立キャピタル損害保険株式会社 開発営業第1部：03-5276-5602

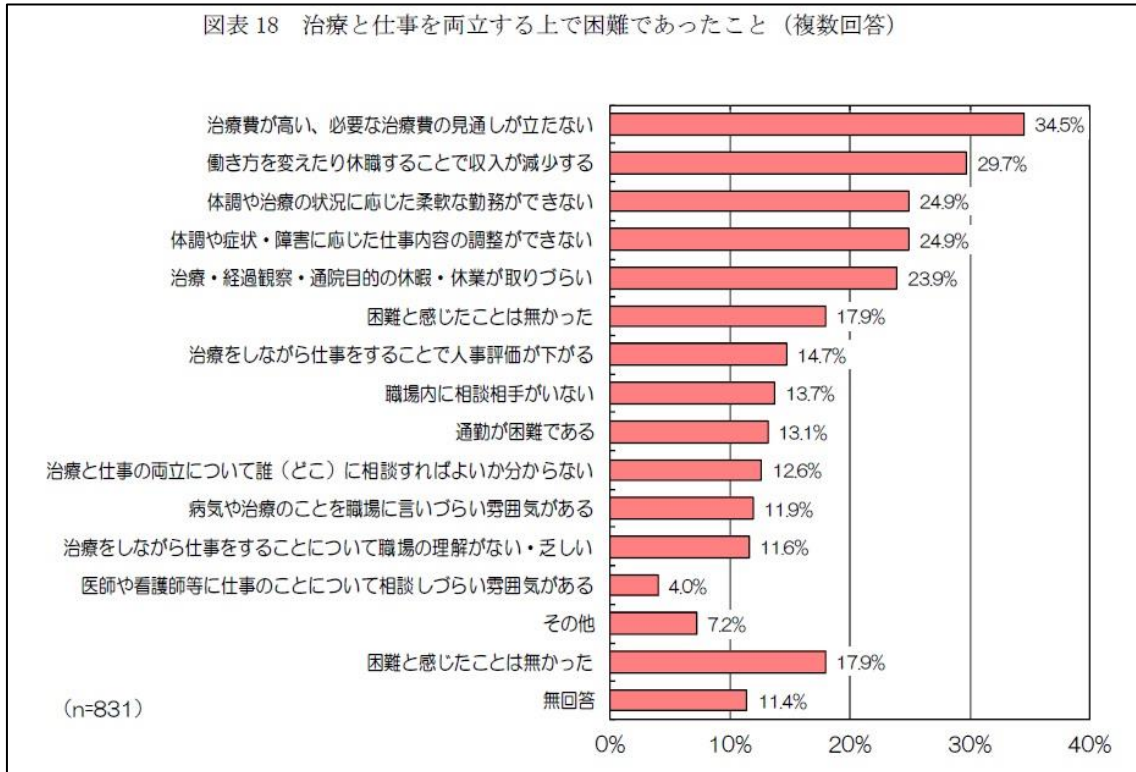
受付時間：午前9時～午後5時

※土・日・祝日・年末年始を除く

以上

【ご参考】

がん患者へのアンケート調査（下表参照）では、治療と仕事を両立する上で困難であったこととして、約 3 割の方が「働き方を変えたり休職することで収入が減少する」をあげています。「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」はこの課題を解決するための保険です。



※東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」（平成 26 年 5 月）より